

家庭ごみ集積所用具の配付及びごみ集積所管理資器材の支援に係る取扱要領

(令和元年 12 月 19 日環境局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要領は、仙台市家庭ごみ集積所用具の配付に関する要綱（令和元年 12 月 19 日環境局長決裁。以下「要綱」という。）に基づく集積所用具（以下「用具」という。）の配付、及びごみ集積所管理資器材（以下「管理資器材」という。）の作製または設置に係る支援について必要な事項を定め、効率的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ハンサムネット

飛散防止・鳥獣対策用ネットを袋状に加工してごみ袋を収納するためのネット

(2) 固定資材

管理資器材を固定するための土台やフレーム

(3) 自立型掲示ボード

自立できるように加工した集積所掲示ボード

(4) その他の工作物

飛散防止や鳥獣対策のためにごみ集積所に設置する、ネットや単管パイプ等で作製した工作物

(配付する用具及び支援する管理資器材)

第 3 条 支援を行う管理資器材は次のとおりとする。

(1) ハンサムネット及び固定資材

(2) 自立型掲示ボード

(3) その他の工作物

(配付及び支援基準)

第 4 条 用具の配付基準は次のとおりとする。

(1) 1 集積所あたりの掲示ボード、曜日ステッカーの配付枚数は各 1 枚（掲示ボードは大サイズか小サイズのいずれか 1 枚）とする。

(2) 1 集積所あたりの飛散防止ネットの配付枚数は、当該集積所を利用する世帯数が 20 世帯未満の場合は小サイズ 1 枚、20 世帯以上 40 世帯未満の場合は大サイズ 1 枚、40 世帯以上の場合は大サイズ 2 枚を基本とする。

2 管理資器材に係る支援基準は次のとおりとする。

(1) 定収団体自らが、管理資器材の作製または設置する意思があること。

(2) ハンサムネット及び固定資材、またはその他の工作物は、1 定収団体につき 1 台とする。ただし、環境局長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

(3) 自立型掲示ボードは、1 集積所につき 1 台とする。

(4) 定収団体自らが管理資器材の作製または設置を行う場合は、環境事業所の技術支援を受けること

ができる。

- (5) 設置後の維持管理は、定収団体自らが行うものとする。

(配付及び支援の申請)

第5条 用具の配付を申請する者（以下「配付申請者」という。）は、各申請書兼受領書（以下「申請書兼受領書」という。）により、所管の環境事業所に申請するものとする。ただし、曜日ステッカーの申請書兼受領書については、家庭ごみ減量課に申請することができる。

- 2 前項の配付申請を集積所の新設・増設手続きと同時に行う場合は、定日収集生活ごみ処理申出書の備考欄に配付を希望する旨を記入し、申請に替えることができる。ただし、飛散防止・鳥獣対策ネットについては管理責任の説明を確実にを行うため、必ず申請書兼受領書により申請するものとする。
- 3 管理資器材に係る支援を申請する者（以下「支援申請者」という。）は、ごみ集積所管理資器材支援申請書兼確認書（様式第6号。以下「申請書兼確認書」という。）により、所管の環境事業所に申請するものとする。
- 4 第4条第2項第4号に規定する支援を申請する者は、飛散防止・鳥獣対策用ネットの申請書兼受領書に必要事項を記入し、所管の環境事業所へ申請するものとする。

(申請書兼受領書及び申請書兼確認書の受付)

第6条 申請書兼受領書及び申請書兼確認書の提出を受けたときは、配付基準や支援基準及び過去の配付・支援状況などの確認を行うほか、必要に応じて現場確認を行い、適合している場合は受領するものとする。

- 2 用具の配付を行った場合は、各用具の払出簿（様式第4号。以下「払出簿」という。）に、必要事項を記載するものとする。また、管理資器材の支援を行った場合は、支援実施定収団体管理簿（様式第7号）に必要事項を記載するものとする。

(受領及び確認の署名)

第7条 用具または管理資器材の支援を受けた場合は、配付申請者及び支援申請者へ申請書兼受領書及び申請書兼確認書の注意事項を説明し、受領及び説明を受けた旨の確認の署名をもらい、各々の写しを返却するものとする。

(その他の受付)

第8条 電話等による用具の配付の申請があった場合は、必要事項を確認のうえ、申請書兼受領書の記入を代筆し、環境事業所記入欄に代筆である旨と代筆者名を記入するものとする。

- 2 要望を受けて用具を直接届ける場合は、收受印を押印した申請書兼受領書を2部（1部は写し可）持参し、注意事項を説明後、受領の署名をもらい、1部を配付申請者に渡すものとする。
- 3 用具を郵送する（飛散防止・鳥獣対策用ネット、掲示ボードは不可）場合や、配付申請者が自宅に不在などで、受領の署名をもらうことが困難な場合は、受付時に注意事項を説明したうえで、申請書兼受領書の環境事業所記入欄に説明した日、説明者、配付日、配付方法等を記入するものとする。
- 4 飛散防止・ネットを配付申請者が不在時に自宅等へ届ける場合は、管理責任の説明と受領の署名を確実にを行うために、代理受領者の選定を求め、代理受領者に説明を行い署名してもらう。

(在庫管理)

第9条 飛散防止・鳥獣対策用ネットまたは掲示ボードを払出した場合は、それぞれの払出簿に記録し、申請書兼確認書と併せて保管するものとする。

(報告)

第10条 当月分の用具の配付状況について、集積所管理支援物品管理表（様式第5号）により、翌月の10日までに家庭ごみ減量課に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和元年12月20日から実施する。

附 則（令和8年3月30日改正）

この要領は、令和8年4月1日から実施する。